

大分市 通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和 6 年 4 月 改 訂

大分市・大分市教育委員会

大分市 通学路安全プログラム 《 目次 》

1. プログラムの目的 ……P1
2. 「大分市交通問題協議会」の設置 ……P1
3. 「大分市通学路の安全対策連絡会議」の設置 ……P1～P2
4. 取組方針 ……P2～P3
5. 具体的な取組について ……P3
6. その他の取組 ……P4
7. 通学路の安全点検から安全対策までの流れ ……P5
8. 通学路の安全対策 年間計画 ……P6

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても協議してきました。

通学路における児童生徒の安全確保については、大分市においても重要な課題であるため、「大分市通学路の交通安全対策庁内連絡会議」が中心となり計画的な対策の実施を定めた「大分市通学路交通安全プログラム」を策定しました。平成31年4月からは、「大分市通学路安全プログラム」と名称を変更し、既存の「大分市交通問題協議会」や学校、地域の関係者等と連携を強化しながら、本プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

＊「通学路」とは・・・公道を原則とし、交通事故及び犯罪事件の未然防止の両面を勘案して、学校が選定した安全な道

2. 「大分市交通問題協議会」の設置

学童・園児の通学路等における交通事故防止はもとより、広く交通安全対策の徹底を図るため、以下をメンバーとする協議会を昭和61年に設置しました。

委員

- ・国土交通省大分河川国道事務所計画課長
- ・大分県大分土木事務所企画調査課長
- ・大分県大分土木事務所管理課長
- ・大分県大分土木事務所道路保全課長
- ・大分中央警察署交通第一課長
- ・大分東警察署交通課長
- ・大分南警察署交通課長
- ・大分市都市計画部都市計画課長
- ・大分市都市計画部まちなみ整備課長
- ・大分市都市計画部都市交通対策課長
- ・九州旅客鉄道株式会社大分鉄道事業部工務課長
- ・大分市市民部生活安全・男女共同参画課長
- ・大分市土木建築部土木管理課長
- ・大分市土木建築部道路建設課長
- ・大分市土木建築部道路維持課長
- ・大分市教育委員会学校教育課長

3. 「大分市通学路の安全対策連絡会議」の設置

庁内関係各課との連携を図り、通学路の安全対策に取り組むため、以下をメンバーとする「大分市通学路の交通安全対策庁内連絡会議」を平成24年度に設置しました。また、本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

なお、平成27年度より、大分土木事務所道路課、大分中央警察署交通第一課、大分東警察署交通課、大分南警察署交通課の課長および担当職員が新たに委員として参画するようになったため、「大分市通学路の交通安全対策連絡会議」と名称を改めました。また、平成28年度より、国土交通省大分河川国道事務所調査第二課長および担当職員が、平成31年度より、大分中央警察署生活安全課、大分東警察署生活安全課、大分南警察署生活安全課の課長および担当職員が新たに委員として参画するようになり、「大分市通学路の安全対策連絡会議」と名称を改めました。

委員

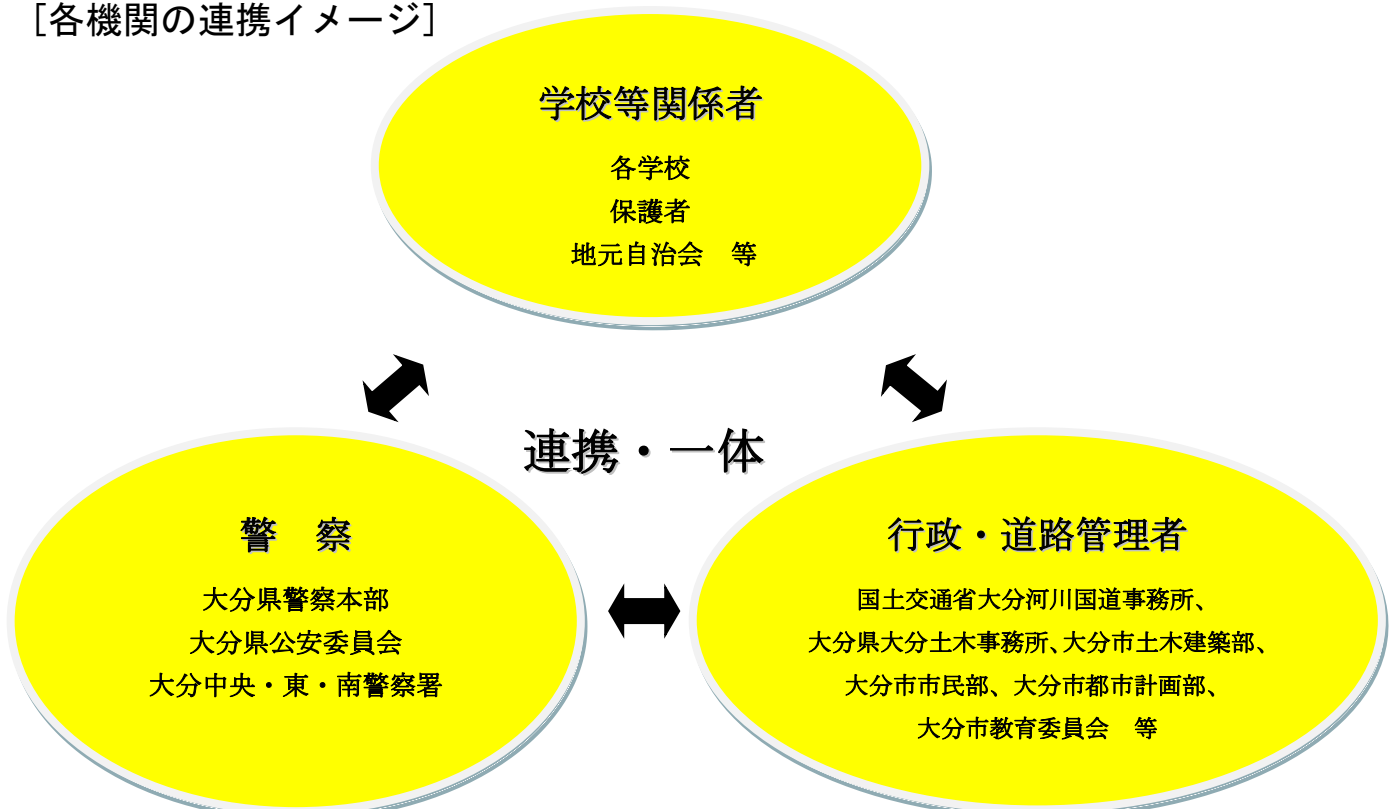
- ・大分市市民部生活安全・男女共同参画課長、担当職員
- ・大分市土木建築部土木管理課長、担当職員
- ・大分市土木建築部道路建設課長、担当職員
- ・大分市土木建築部道路維持課長、担当職員
- ・大分市教育委員会学校教育課長、担当職員
- ・国土交通省大分河川国道事務所計画課長、担当職員
- ・大分県大分土木事務所道路保全課長、担当職員
- ・大分中央警察署交通第一課長、担当職員
- ・大分東警察署交通課長、担当職員
- ・大分南警察署交通課長、担当職員
- ・大分中央警察署生活安全課長、担当職員
- ・大分東警察署生活安全課長、担当職員
- ・大分南警察署生活安全課長、担当職員

4. 取組方針

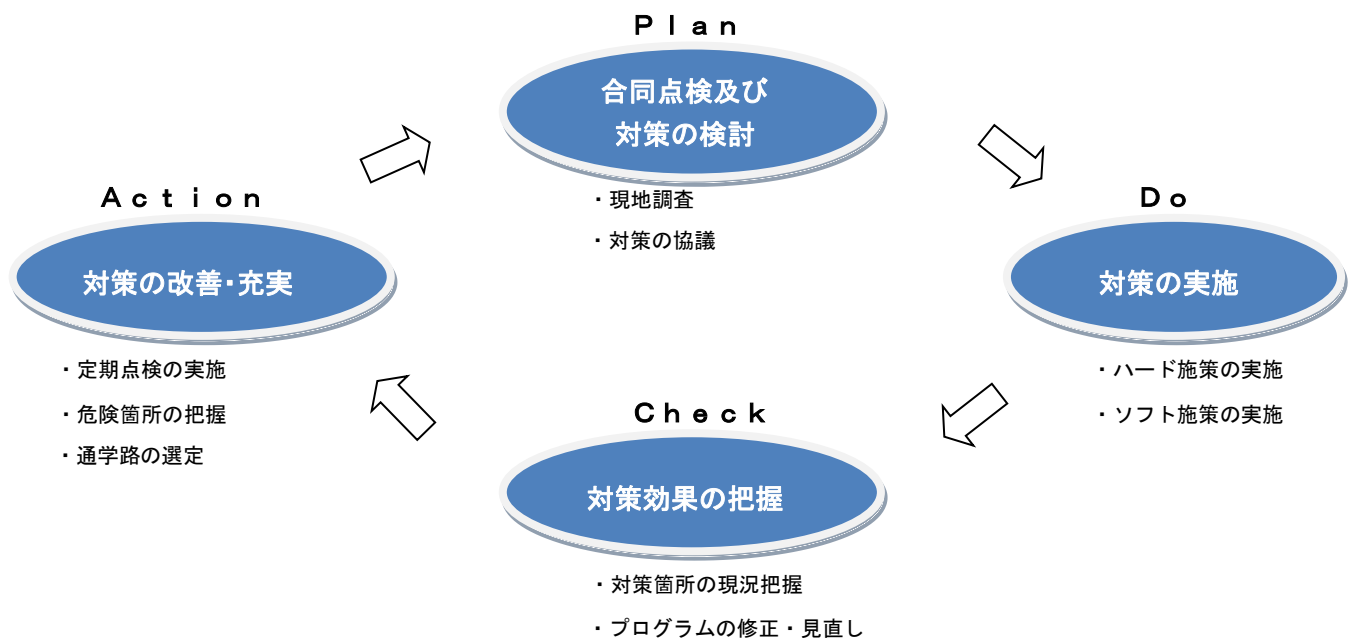
通学児童生徒が交通事故や犯罪、声かけ事案等の被害に遭わないためには、道路環境や交通安全施設の整備のほか、通学路の見直しや児童生徒への交通事故および犯罪被害防止に向けた安全教育・指導、あるいは地域や学校等関係者による通学時間帯における交通指導や見守り活動などハード・ソフト両面での包括的な対策が必要です。

そこで、学校等関係者、警察、行政・道路管理者等が連携し、一体となって通学路の安全対策に取り組めます。また、これらの取組をPDCAサイクルとして、繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[各機関の連携イメージ]



[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



5. 具体的な取組について

(1) 合同点検及び対策の検討

- 学校から通学路に関する要望（大分市交通問題協議会に関する要望事項）が提出された後に、道路管理者等による現地調査や合同点検などを実施します。
 - *年度途中で要望が出された場合も、必要に応じて現地調査や合同点検などを実施します。
- 調査・点検終了後、道路管理者等が対策について検討します。
- 大分市交通問題協議会を開催し、検討結果について協議・情報の共有を図ります。

(2) 対策の実施

- 警察や道路管理者、学校等関係者により歩道の整備や横断歩道の設置のようなハード対策や、交通規制や通学路の一部変更のようなソフト対策など対策必要箇所に応じた安全対策を実施します。

(3) 対策効果の把握

- 対策効果について学校等関係者から意見を聞きます。
- 「大分市通学路の安全対策連絡会議」を定期的で開催し、対策必要箇所の現況把握や「通学路交通安全プログラム」の見直し等を行っていきます。

(4) 対策の改善・充実

- 学校は、夏季と冬季に保護者や地域の関係者と連携して通学路の定期点検を実施し、安全確認を行うとともに、新たな危険箇所の把握に努めます。
- 学校は、交通安全施設等の改善要望がある場合は、年度末に「大分市交通問題協議会に関する要望事項」として教育委員会に要望書を提出します。
 - *緊急対策必要箇所が発見された場合は、その都度、学校は教育委員会に要望書を提出します。
- 学校は、地域の実情に応じた安全な通学路を選定します。

6. その他の取組

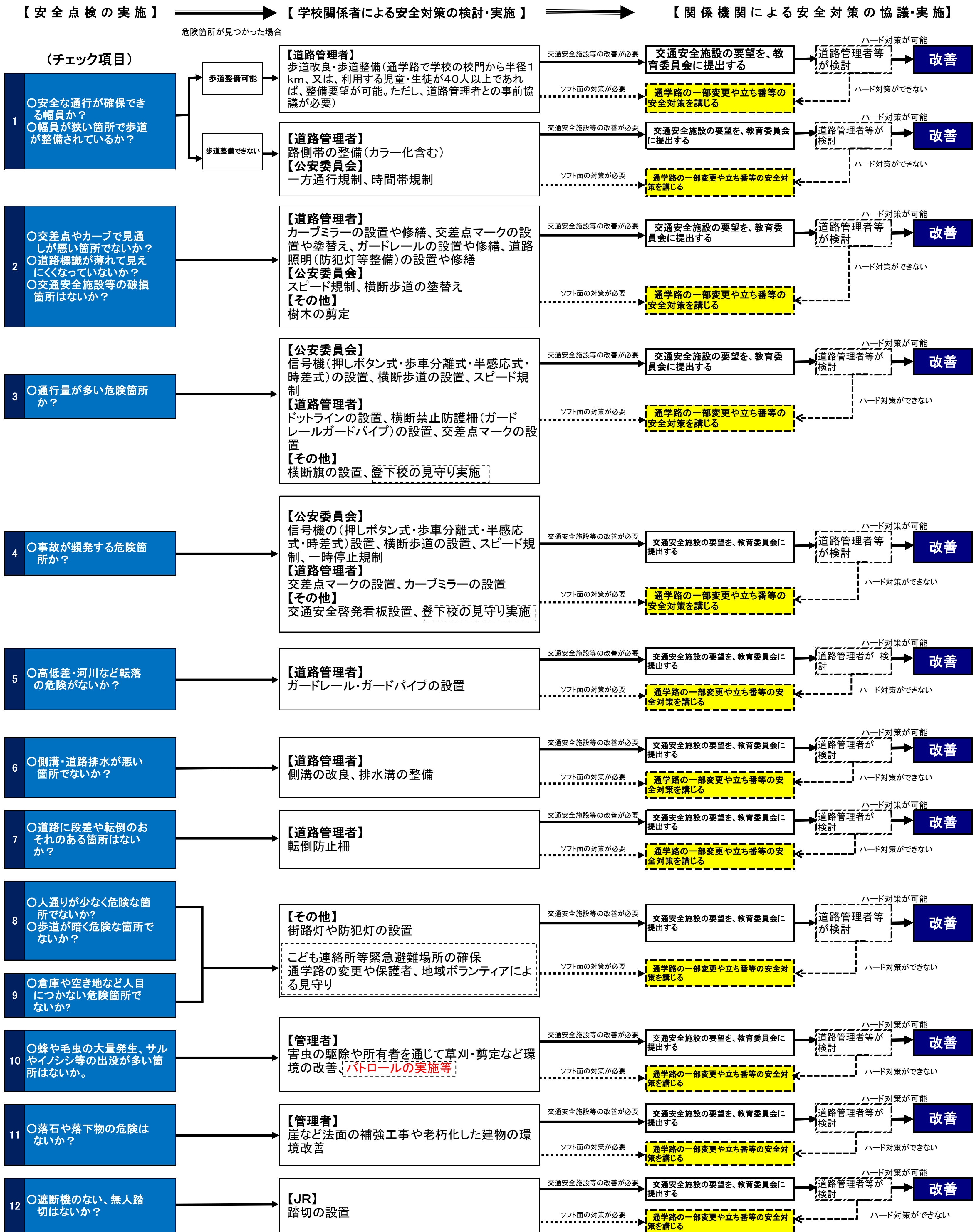
(1) 安全教育・指導の徹底

○学校は、外部機関講師等による安全講話や自転車安全教室の開催、視聴覚教材や通学路安全マップを活用した指導等を積極的・計画的に実施するなど、安全教育・指導の充実に努めます。

(2) 地域との協働による安全確保

○学校は、保護者や地域関係者等と連携して、登下校時における交通安全指導や見守り、パトロール等を計画的・継続的に実施します。

7.通学路の安全点検から安全対策までの流れ



■ ハード面での対策
■ ソフト面での対策

8. 通学路の安全対策 年間計画

時 期	「大分市通学路の安全対策連絡会議」に関する動き	「大分市交通問題協議会」に関する動き	学校の動き
4月中	連絡会議の開催 今年度の取組や要望内容の確認等を行う。		通学路の選定と調査 (調査期間 3月上旬～4月上旬) *通学路図を教育委員会に提出する。
5月上旬			自転車安全教室の開催 *警察や交通安全協会等と連携を図る。
5月下旬	「大分市通学路の安全対策連絡会議」並びに「大分市交通問題協議会」に関する要望事項等の現地調査 *教育委員会、生活安全・男女共同参画課、道路管理者、警察等による合同点検を実施する。		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #4a86e8; color: white; text-align: center;"> その他の安全教育・指導は年間を通して随時実施 </div>
6月下旬		対策検討	
7月下旬		協議会の開催 *道路管理者等より報告された対策内容について協議・徹底を図る。	通学路の安全点検の実施及び報告書の提出(調査期間 夏季休業中) *教育委員会に報告書を提出する。 *交通安全施設等の改善事項がある場合は、年度末にまとめて、大分市交通問題協議会への要望事項として提出する。 *ただし、緊急な要望については、その都度、提出する。
8月中旬		要望事項の回答通知 *教育委員会から各学校に通知する。	
8月下旬			
11月下旬	連絡会議の開催 改善状況の現況把握等を行う。		
12月下旬			通学路の安全点検の実施及び報告書の提出(調査期間 冬季休業中) *教育委員会に報告書を提出する。 *交通安全施設等の改善事項がある場合は、年度末にまとめて、交通問題協議会への要望事項として提出する。 *ただし、緊急な要望については、その都度、提出する。
1月上旬			
2月下旬	連絡会議の開催 改善状況の現況把握や安全プログラムの見直し等を行う。		
3月上旬			交通問題協議会に関する要望事項の提出 *安全点検などで把握した交通安全施設等の改善要望を教育委員会に提出する。 *前年度にまとめた要望を、次年度の要望としてあげる。

3月下旬
交通問題協議会に関する要望事項の提出
 *各学校から出された要望を教育委員会が取りまとめ、生活安全・男女共同参画課に提出する。